

鳥取県告示第 842 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡伯耆町焼杉字須鎌谷 38、41、43、49、52 の 1、字堂ノ後 55、字御崎谷 102 の 1、字カナクソ 131、字荒畑谷 159 の 1、167、170 の 4、181、184、字鉦原 209 の 1、字コナシ畑 219、223、字上反り田 303 の 1、308、316、321、323、字大田 380 の 1、387、394、字家ノ具市 412 の 1、字焼杉山東 472 の 21、760、字焼杉山 486 の 7、486 の 25、764、字焼杉山西 491 の 1、491 の 2、491 の 9、495、字桑木田 635

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）